

神奈川県議会議会ネットワーク管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県議会（以下「県議会」という。）における議会ネットワークの管理及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議等 会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、神奈川県議会会議規則第113条の2に定める協議又は調整を行うための場及びその他議長が必要と認める会議をいう。
- (2) 議会ネットワーク 議長が県議会内に設置したサーバや情報通信端末機器を接続する技術及び当該機器を利用した情報処理の仕組み並びにこの運営に必要な設備及び機器をいう。
- (3) サーバ 情報やサービスを、接続する情報通信端末機器に提供する機器で、議長が県議会内に設置したものをいう。
- (4) ファイルサーバ サーバのうち、ファイル保管及び共有が可能な機器をいう。
- (5) クラウド型ファイル管理システム 会議等での資料を保存、閲覧等をするためのアプリケーションソフトウェアを利用する外部システムをいう。
- (6) 情報通信機器 議会ネットワークを使用するために議長が貸与を認めた情報通信端末機器及びその付属品をいう。

(管理者)

第3条 議長は、議会ネットワークの適正な管理、運用のために、管理者を置く。

- 2 前項に規定する管理者には、議会局総務課長をもって充てる。
- 3 管理者は、インターネット接続に必要な十分なセキュリティ確保に努めるものとする。
- 4 管理者は、情報セキュリティ確保及び障害対応のため、必要に応じアクセスログを取得することができる。

(使用者)

第4条 議会ネットワークを使用する者（以下「使用者」という。）は、神奈川県議会議員（以下「議員」という。）及び議長が許可した者とする。

- 2 使用者は、この要領の定めるところに従い、議会ネットワークを適正に使用しなければならない。
- 3 使用者は、議会ネットワークを使用するためのユーザID及びパスワード（以下「ユーザID等」という。）を適切に管理しなければならない。
- 4 使用者は、十分な情報セキュリティ確保に努めるものとする。
- 5 議員は、神奈川県議会基本条例第4条に規定する議員の役割を担うために必要な範囲で、議会ネットワークを使用しなければならない。
- 6 議員以外の使用者は、議会活動を円滑に進めるために必要な範囲で、議会ネットワークを使用しなければならない。

(運用の基本的事項)

第5条 管理者は、県議会としてインターネット接続を必要とするシステムを導入しようとする場合、あらかじめ当該システムの構成及びネットワーク接続端末の取扱いについて情報セキュリティ確保等の観点より、十分に検討するものとする。

2 議会ネットワークは、障害等によりやむを得ない事情がある場合を除き、常時稼働するものとする。ただし、庁舎停電や機器更新等、停止することがあらかじめ判明している場合には、管理者は、使用者に周知し、停止するものとする。

(情報通信機器の貸与及び返却)

第6条 議長は、使用者に情報通信機器を貸与することができる。

2 使用者は、情報通信機器を貸与し、又は譲渡してはならない。

3 議員がその身分を喪失したときは、情報通信機器を速やかに議長に返却しなければならない。

4 議員以外の使用者は、業務の内容等により情報通信機器を使用する必要がなくなったときは、速やかにこれを議長に返却しなければならない。

5 管理者は、前2項の場合において、返却された情報通信機器の初期化を速やかに行うこととする。

(情報通信機器の取扱い)

第7条 使用者は、情報通信機器を使用しないときは端末ロックをかけておかなければならない。

2 使用者は、紛失、盗難、き損、水濡れ、滅失及び情報の漏えい（以下「紛失等」という。）のないよう情報通信機器を適正に使用しなければならない。

3 使用者は、情報通信機器を紛失等したときは、ただちに管理者に連絡しなければならない。

4 管理者は、紛失、盗難及び情報の漏えいの連絡を受けた場合、ただちに当該情報通信機器について、遠隔操作等により初期化を行うものとする。この場合において、当該情報通信機器の位置情報を管理者が把握すること及び当該情報通信機器を管理者が遠隔操作等により初期化を行うことについて、使用者はこれを同意したものとみなす。

5 情報通信機器の紛失等により、保守契約の対応範囲外の費用負担が発生した場合は、議長は、当該費用を使用者に負担させることができる。

6 情報通信機器ごとの既定の通信容量を超過したことにより通信速度が制限された場合において、当該情報通信機器の使用者が速度制限の解除を議長に申し出たときには、使用者の費用負担により、速度制限の解除に係る措置を採ることができる。

(情報通信機器で使用するソフトウェア)

第8条 情報通信機器で 사용할ことができるアプリケーションソフトウェア及びシステムソフトウェア（以下「アプリ等」という。）は、あらかじめインストールされているもののほか、神奈川県議会基本条例第4条に規定する議員の役割を担い、又は支援するために必要なものとする。

2 使用者は、アプリ等をダウンロード又はインストールする場合は、事前にアプリ等のダウンロード又はインストール届出書（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 3 アプリ等をダウンロード又はインストールする場合に生じるアプリ等の購入又は使用に係る費用については、使用者が負担するものとする。
- 4 使用者は、アプリ等のダウンロード又はインストールに当たり、コンピュータウイルス等に十分注意しなければならない。
- 5 管理者は、情報セキュリティ確保その他情報通信機器の適正な管理を行うため必要があると認められる場合には、使用者がインストールしたアプリ等をアンインストールし、又は使用者にアンインストールを指示することができる。この場合において、使用者がアプリ等の購入又は使用に要した費用は、これを補償しない。
- 6 管理者は、使用者が前項の指示に従わない場合、情報通信機器等の使用を停止させることができる。

(情報通信機器のセキュリティ対策)

- 第9条 使用者は、常に最新の情報セキュリティを保つため、情報通信機器の基本ソフトウェアの更新の必要性を確認し、その更新を行わなければならない。
- 2 使用者は、コンピュータウイルスや不正アクセスに十分に注意し、安全性が未確認の外部記録媒体への情報通信機器の接続をしてはならない。
 - 3 緊急のセキュリティ対応等により、対策を施す必要がある場合は、管理者の求めに応じ、使用者は管理者へ速やかに情報通信機器を提出しなければならない。ただし、合理的な理由により情報通信機器を速やかに提出することができない場合は、提出までの間、情報通信機器の電源を切断するものとする。

(議会ネットワークの利用)

- 第10条 議長は、議会ネットワークを整備することにより、情報通信機器からインターネット接続可能な環境のほか、印刷機能を有する機器（印刷機能だけでなく、スキャナ機能、ファックス機能等を有するものを含む。以下「プリンタ等」とする。）が接続可能な環境を提供するものとする。
- 2 使用者は、情報通信機器以外の端末機を議会ネットワークに接続してはならない。
 - 3 議員は、議長が議会ネットワークとして設置したプリンタ以外のプリンタ等を議会ネットワークに接続して利用する場合は、所属する会派の代表者から、プリンタ等接続申請書（第2号様式）を管理者に提出し、承認を受けなければならない。

(ファイルサーバの利用)

- 第11条 ファイルサーバの利用は、会派単位で行うものとし、議員は自己が所属する会派以外のデータにアクセスしてはならない。
- 2 会派の結成、消滅又は会派への議員の入団及び離団に伴う保存データの取扱いについては、関係会派又は議員と管理者の間で協議する。
 - 3 管理者は、会派の議員数に応じて、ファイルサーバにおいて使用可能な容量を割り当てなければならない。
 - 4 使用者は、データの保存に当たりコンピュータウイルス等に十分注意しなければならない。
 - 5 ファイルサーバ内でのデータの保存期間は、原則として4年とする。
 - 6 管理者は、データのき損等の防止のため、定期的にバックアップを行わなければならない。

(電子メールの利用)

第12条 管理者は、一人の利用者につき1つの電子メールアカウントを割り当てる。

- 2 使用者は、電子メールの受信に当たり送信元や開封前に添付ファイルを確認するなど、コンピュータウイルス等に十分注意しなければならない。
- 3 管理者は、議員がその身分を喪失したときは、速やかにその者の電子メールアカウントの廃止を行う。

(クラウド型ファイル管理システムの利用)

第13条 使用者は、クラウド型ファイル管理システムに次の各号に掲げるデータを保存することができる。

- (1) 会議等に関する各種資料
 - (2) 各種通知及び届出等
 - (3) その他議長が必要と認める資料
- 2 使用者は、データの保存に当たり情報セキュリティに十分注意しなければならない。
- 3 クラウド型ファイル管理システム内でのデータの保存期間は、原則として4年とする。
- 4 管理者は、データのき損等の防止のため、定期的にバックアップを行わなければならない。

(各種通知、届出等)

第14条 使用者は、議会ネットワークにより、各種通知及び届出等を行うことができる。

(禁止事項)

第15条 使用者は、議会ネットワークを使用するに当たり、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 個人情報その他県議会及び県において公にされていない情報(以下「個人情報等」という。)を公開すること。
 - (2) 各システム、機器の管理権限を奪取すること。
 - (3) 障害を及ぼし、又は障害を及ぼすおそれのある利用を行ったり、装置を接続したりすること。
 - (4) 著作権又は肖像権を侵害し、又は侵害するおそれのある使用をすること。
 - (5) インターネットに接続された他のネットワーク等に危害を加えること。
 - (6) その他議長が定める事項
- 2 議長は、前項に違反した使用者に対し、議会ネットワークの使用を停止させることができる。

(遵守事項)

第16条 使用者は、議会ネットワークを使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 情報の受発信は、使用者の責任において行うこと。
- (2) 公共交通機関等での移動時、屋外における使用時等においては、情報通信機器の盗難及び置き忘れに留意すること。
- (3) 情報通信機器を使用しないときは施錠可能な場所に保管すること。
- (4) 個人情報等を含むデータの取扱いに当たっては、データの流失等の防止に努める

こと。

- (5) ユーザID等は第三者に漏らすことのないよう厳正に管理するとともに、これを入力するときには、周囲に留意すること。
- (6) 情報通信機器にコンピュータウイルス及び不正アクセス等を発見した場合は、速やかに管理者へ連絡すること。

(その他)

第17条 この要領について疑義があるときは、議長が決める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 神奈川県議会タブレット端末機管理要領（平成28年9月8日施行）は、廃止する。

(第1号様式) 第8条第2項関係

アプリ等のダウンロード又はインストール届出書

年 月 日

神奈川県議会議会局総務課長 殿

氏名

(端末機 : kengikai-)

神奈川県議会議会ネットワーク管理要領第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

アプリ等の名称	メーカー名	利用目的	ダウンロード又はインストールの別	備考

(第2号様式) 第10条第3項関係

プリンタ等接続申請書

年 月 日

神奈川県議会議会局総務課長 殿

会派名

代表者

神奈川県議会議会ネットワーク管理要領第10条第3項の規定により、次のとおり申請します。

機器の種類	メーカー名	型番	備考